令和４年１０月作成

市長提出議案を否決した事例（昭和47年）について

記述編Ⅱから抜粋する。なお、会派名や議員名は「＊＊」で表示する。

---------------------------------------------------------------------------------------------------------------

　相模原市議会史　記述編Ⅱ　562ページ～

第133定例会（昭和46年12月7日～23日）

継続審査と審議未了

　本定例会では、継続審査と審議未了になった議案が各１件あった。一つは農地の宅地並み課税に関する市税賦課徴収条例の一部改正議案であり、もう一つは大沼地区の住居表示を行うための町区域の設定に関する議案である。

農地の宅地並み課税に関する問題は、市街化区域と市街化調整区域の区分を前提とする新都市計画法の施行以来、その具体化が予想された問題であったが、この年の３月末に公布された地方税法一部改正法の施行にともない、いよいよ市税賦課徴収条例の改正が必要となったものである。つまり、将来市街化が予定されている市街化区域内農地の固定資産税および都市計画税について、昭和47年1月1日の賦課期日に所在する農地につき評価替えを行い、周辺の宅地との課税面での適正均衡化を図るための特例措置を講じる必要が生じたのである。

だが、この問題は全国的問題であり、市街化区域内に農地を有する市民にとっては重大な関心事であったから、慎重に対処しなければならない。事実、すでに市の農業協同組合から継続審議を求める請願が提出されており、議案・請願審査を付託された総務委員会では、請願の審査を先行する日程が組まれた。したがって、継続審議の請願が採択されれば市税条例の改正議案は先送りとならざるをえない。審査の過程で明らかにされた市の見込みによれば、46年度の固定資産税徴収額を基準とすると、３年後の49年度にはその107倍となることが予想された。それに、新都市計画法によるいわゆる「線引き」は、神奈川県では前年６月に行われていたが、全国的にはまだ終わっていない所もあった。法律改正による措置とはいえ、その段階でなぜ急がなければならないのか、という疑問もあった。審査の結果は起立総員による採択の決定であり、本会議（第２日）でも総員の賛成を得て採択となった。市税条例の改正議案について、総務委員会での継続審査が決まったのは、一般質問に入る前の３日目の本会議である。なお、宅地並み課税に関しては、同日、もう１件、農業協同組合から別の請願が提出されたが、これについては、他の６件の請願・陳情とともに閉会中継続審査の案件として処理されている。（以下略）

第135定例会（昭和47年6月13日～26日）

宅地並み課税は再度の継続審査

宅地並み課税の問題は、議会にとって前年の12月以来継続している問題であるが、今回もまた決着がつかなかった。３月の定例会においていったん撤回された市税賦課徴収条例の一部改正議案について、市は、新たに４月１日付で公布された地方税法の改正規定に基づき部分的な手直しを図り再提案することになった。このときの地方税法改正は、いわゆるＡ農地（単位評価額が市街化区域宅地平均価格以上または５万円以上）のうち耕作の用に供されていると認められる農地について、47年度分の固定資産税と都市計画税を減額する特例措置を規定したものであるが、今回は、その特例措置に関する規定を盛り込んだ市税条例の改正案とともに、当該Ａ農地が特例対象農地に該当するかどうかを認定するための農地課税審議会を設置する条例案の２件が提案された。しかし、Ａ農地に関する特例措置が一年限りのものであり、その後の方針が示されていない状況のなかで議会としての態度決定をすることはできない。両議案については第３日目の本会議で、ともに総務委員会の継続審査とすることが異議なく承認されている。

この宅地並み課税問題に関しては、補正予算審議のなかでも質疑が交わされた。補正総額２億4450万円のうち約半分は町田南大野線立体交差の新設工事等の費用であったが、これについての質疑はなく、ガードレールの設置やアメリカシロヒトリの防除対策など、もっと市民生活に密着した事柄についての関連質疑が多かった。そのなかで、宅地並み課税が提案されているにもかかわらず、それに対応する歳入が補正予算に計上されていないことについて市側の認識が問われたのである。予算を組むのに不確定要素があるうえ、Ａ農地について審議会の判定を待たなければならないので見送ったとの説明であるが、その審議会費用も計上されておらず、質問議員をただちに納得させることはできなかったようである。なお、補正予算については＊＊党の反対討論があり、賛成多数による可決である。（以下略）

第137定例会（昭和47年9月14日～26日）

否決された農地の宅地並み課税

　６月の定例会で継続審査扱いになっていた市税賦課徴収条例の一部改正および農地課税審議会条例の新設について、会期中に２回の総務委員会審査が行われた。審査の過程で県下各市の状況が報告され、座間市が否決、藤沢市が未提出で、他市はすべて可決されていたが、前定例会で指摘された48年度以降の国の方針も何ら提示されておらず、状況に大きな変化はなかった。２件一括しての委員会採決において起立者はなく、これで否決すべきものと決まった。本会議では、＊＊党の反対討論が行われている。（以下略）

　相模原市議会史　記述編Ⅱ　760ページ～

議論があった農地の宅地並み課税

分かれる営農者の３つのタイプ

昭和30年代前半までの本市の農業は畑作経営が重点であったが、商工業の著しい発展による市街化と人口急増による住宅地の拡大にともない甚大な影響を被ることになった。すでにみたとおり、40年代における第一次産業従事者の激減ぶりは目を見張るばかりであり、40年では10人に1人弱であったものが、10年後には50人に1人となっている。農家数は1200戸以上も減って約3000戸となり、経営耕地面積2911ヘクタールから1659ヘクタールへと減少した。

そうしたなかで、30万都市における農業経営のあり方が問われるようになった。46年9月の『広報さがみはら』には営農者の３つのタイプが紹介されている。第一は、零細な農業経営に見切りをつけ、もっぱら農外所得、農外就労に進み農地は財産として所有するものの、農業にはさっぱり熱の入らないケース。第二は、施設園芸、果樹、あるいは畜産など、農地を多く必要としない専門分化の方向で経営の強化を図るケース。第三は、大型トラクターを持ち、遊休耕地を請負作業でどしどし耕作してゆき、必要なら雇用者を入れて新しい企業経営を行っていくケース。このうち第三のタイプはみられないが、第二のタイプが増えつつあるというのである（９月１日号）。

ところが、この第一・第二タイプの営農者にとって重大な問題が発生した。新都市計画法の施行により市街化区域に区分された農地に対して、いわゆる宅地並み課税が実施されることになったのである。46年3月30日における地方税法の一部改正がそれであり、それにともなう市税賦課徴収条例の改正により、市街化区域内農地の固定資産税および都市計画税について、47年1月1日の賦課期日に所在する農地につき評価替えを行い、周辺の宅地との課税面での適正均衡化を図るための特例措置を講じる必要が生じたのである。

３つの営農タイプとの関連であえて単純化するならば、農地の宅地並み課税は市街化区域における第一のタイプを対象者として想定するものであったが、この第一のタイプと市街化調整区域での大規模農業経営を志向する第三のタイプとに挟まれた第二のタイプが宅地並み課税によって痛撃されることになる。そのタイプは、市街化区域内の小規模農地でも営農可能であり、都市と共存した新しいタイプの農業経営として期待されつつあったからである。

二度の継続審査ののち議案否決

農地の宅地並み課税にともなう市税条例の改正は、46年12月定例会に提出された。だが、農業協同組合から継続審査を求める請願が早速提出され、その請願の採択によって事実上、市税条例改正議案の継続審査が決まった。この定例会の一般質問では、＊＊（＊＊党）・＊＊（＊＊党）両議員がこの問題を正面から取り上げ、＊＊議員（＊＊会）も近郊都市における新農政の確立についてただしている。いずれにせよ、本市だけの問題ではなかった。全国の都市において条例制定にともなう混乱が相次いだのを受けて、国政レベルでも対応を余儀なくされたが、国の方針が二転三転することにより、各市はまたそのあおりを受けざるをえなかった。

12月提出の市税条例改正案は翌年３月の定例会でいったん撤回され、つぎの６月定例会において、新たに４月１日付で公布された地方税法の改正規定に基づき部分的な手直しを図ったものが再提案されることになった。Ａ農地に関して一年限りの特例措置を認める内容であり、その市税条例改正案とともに、当該農地が特例対象農地に該当するかどうかを認定するための農地課税審議会を設置する条例案も同時に提出された。しかし、その後の方針が示されていない状況のなかで議会としての態度決定をすることはできない。このときも２件一括して継続審査である。

再提案された市税条例改正案に決着がつけられたのは、米軍相模補給廠からの戦車搬送問題に揺れるなかで開かれた９月定例会のことである。県下各市の状況は、座間市で否決、藤沢市が未提出で、他市ではすべて可決されていたが、前議会で問題とされた48年度以降の国の方針がいまだ提示されておらず、積極的に評価しうる市の対応策も打ち出されていない。課税審議会設置条例案とあわせての総務委員会（＊＊委員長）採決において起立者はなく、これで否決すべきものと決まった。本会議では＊＊議員が反対討論に立っている。賛成者に起立を求めた議長の発言に続く会議録の記録は、「起立する者なし」である。

生産農地制度の導入より可決

47年4月の宅地並み課税は１年限りの特例措置であるから、そのあとの法的措置がまた必要になる。それは翌48年4月26日に公布施行された地方税法改正により講じられた。Ａ農地については48年度から、Ｂ農地については49年度からそれぞれ３年間の経過措置をとって宅地並み課税を実施するものとし、Ｃ農地については50年度までに措置を検討するという内容である。

この地方税法改正に基づく市税条例の改正案は48年５月臨時会に提案された。前年９月議会での否決のあと、農業団体からは生産緑地の設置に関して数次の要望が出され、市としての対応策が検討されていたが、その過程で＊＊会、＊＊党、＊＊会の共同提案がまとめられ、これが有効に作用したようである。＊＊党、＊＊党、＊＊党の３会派は反対に回り、本会議での議決に際してそれぞれ＊＊、＊＊、＊＊の３議員が反対討論に立った。賛成討論は＊＊議員（＊＊会）のみであるが、採決の結果は起立多数により可決であった。

農地の宅地並み課税の実施にともない導入されることになったのが生産農地奨励制度であり、そのための生産農地奨励金1500万円は、６月定例会に提出された一般会計補正予算に計上された。生産農地要綱に基づいて、とりあえず1000平方メートル以上のＡ農地について固定資産税と都市計画税の65％に相当する額を交付しようというものである。つぎの９月定例会でも、宅地並み課税に関連した議案があった。市税条例の改正案と農地課税審議会の設置条例案であり、これは、前年９月に否決された47年度分の課税・減額措置を行うため、あらためて議決を要することになったためである。いずれも賛成多数による可決である。

こうして、市街化区域内農地の宅地並み課税をめぐる３年越しの論議に一応のけりがつけられることになったが、これはあくまで一応の決着であって、都市農業のあり方を見据えた農政の本格的展開をなんら約束したものではなかった。一応の決着をみた48年９月定例会以降も、＊＊（＊＊会）、＊＊（＊＊党）、＊＊（＊＊会）、＊＊（＊＊党）、＊＊（＊＊党）らの各派議員により農業・農地問題が一般質問で取り上げられている。もはや場当たり的な施策対応ではすまされない時期が近づいてきていたのである。